## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

位代行が指直守に応る以来の争削計画音					
1		の対象とした 措置等の名称	廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮(国税3)(法人税:義)		
2	要望の内容		減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)の		
			改正による法定耐用年数の短縮		
			別表第二機械及び装置の耐用年数表		
			現在、「55 前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によら		
			ないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類され、法定耐用年数 17		
			年とされている廃棄物処理業用設備について、実態に合わせ、短縮す		
			<b>ే</b> .		
3	担当部局		環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課		
4	評価実施時期		平成 23 年 8 月		
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		平成 20 年度税制改正による減価償却資産の法定耐用年数区分の見直し 別表第二 機械及び装置の耐用年数表について、区分の大括り化が図ら		
			れ、廃棄物処理業用設備については、「55 前掲の機械及び装置以外のもの		
			並びに前掲の区分によらないもの」のうち、「主として金属製のもの」に分類さ		
	'`★미디나지트베메		れることとなった。		
6	適用又は延長期間		平成 24 年度以降 		
7	必要性	政策目的	(租税特別措置等により実現しようとする政策目的)		
	等	及びその 根拠	実態との乖離の是正		
		化工处	廃棄物処理業用設備(パワーショベル等)については、その使用用途が廃   棄物の処理であることから消耗が著しく、現行の法定耐用年数(17年)を待た		
			ずして、早期に更新されているのが現状である。このため、事業者に過度な負		
			担を負わせることのないよう、法定耐用年数を実態に合わせる必要がある。こ		
			れにより、使用実態に見合った減価償却を行い、中小事業者が多く資本力が		
			脆弱である廃棄物処理業者において、新たな設備投資・事業展開が阻害され		
			│ないよう措置し、廃棄物の適正処理の促進を図る。 │(政策目的の根拠)		
			(政東自的の依拠/		
		政策体系	廃棄物・リサイクル対策の推進		
		における			
		政策目的			
		の位置付			
		け 達成目標	│ │ (租税特別措置等により達成しようとする目標)		
		及び測定	「、		
		指標	いる実態を踏まえ、償却資産の費用負担を適正に配分する。		
			(租税特別措置等による達成目標に係る測定指標)		
			減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)の		
			改正により、実態に即した耐用年数が設定されたか。 		
	!				

			(政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与)
			本措置により、廃棄物処理業用設備の使用実態に即した償却資産の費用負
			担がなされることとなる。
8	有効性等	適用数等	約 200 事業者
		減収額	0
		効果・達成 目標の実 現状況	(政策目的の実現状況) (分析対象期間: ~ ) -
			(租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況)(分析対象期間: ~ ) -
			(租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響)(分析対象期間:平成24年度以降) 法定耐用年数より短い期間で使用を終えている廃棄物処理業用設備について、新たな設備への買替えを阻害するおそれがある。 また、中小事業者が多く資本力が脆弱である廃棄物処理業者にとって、使用実態に見合った減価償却がなされない場合には、新たな設備投資・事業展開が阻害され、廃棄物の適正処理に支障が生ずるおそれがある。
			(税収減を是認するような効果の有無)(分析対象期間: ~ ) -
9	相当性	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	実態と乖離した法定耐用年数を実態に見合ったものとするためには、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を改正する必要がある。
		他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	-
		地方公共 団体が協 力する相 当性	-
10	有識者の見解		-
11	11 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		-